

川俣事務所 かわら版 No.109 (2024.9)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

最低賃金 全国平均1,055円! 51円アップ

令和6年10月から適用される最低賃金が決定いたしました。

全国加重平均で51円アップとなり、全国平均では1,055円となります。

東京都は1,163円になります。

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対する賃金に限られ、次のものは対象から除外されます。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ③ 残業手当、休日勤務手当
- ④ 諸手当のうち、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など

関東地方の最低賃金額と発効日は次の通りです。

地域	最低賃金 (時給)	発効日	地域	最低賃金 (時給)	発効日
東京	1,163円	6.10.1	茨城	1,005円	6.10.1
神奈川	1,162円	6.10.1	栃木	1,004円	6.10.1
埼玉	1,078円	6.10.1	群馬	985円	6.10.4
千葉	1,076円	6.10.1			

※ 秋田 951円(+54円)~6.10.1発効 福島 955円(+55円)~6.10.5発効
東北地方のすべての地域が950円超となりました。

最低賃金は、給与計算期間と関係なく適用となりますので、発効日を跨ぐ期間の給与計算は、十分ご注意ください。

全国労働衛生週間 ～「推してます みんな笑顔の 健康職場」～

9月1日~9月30日 準備期間 10月1日~10月7日 本週間

労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して、労働者の健康を確保することを目的としています。

全国労働衛生週間において、特に準備期間から、次の重点事項を中心に日常の労働衛生活動の総点検を行い、事業者や総括労働衛生管理者による職場巡視を行い、労使で連携し協力して、“誰もが安心して健康に働ける職場づくり”を実現してください。

- ① 過重労働による健康障害防止対策
- ② 労働者の心の健康の保持増進のためのメンタルヘルス対策
- ③ 高齢労働者の健康づくりを踏まえた転倒・腰痛災害予防対策
- ④ 化学物質による健康障害防止対策
- ⑤ 石綿による健康障害防止対策
- ⑥ 受動喫煙防止対策
- ⑦ 治療と仕事の両立支援対策
- ⑧ 女性の健康課題への取り組み など